

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年（2023 年）3 月 3 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	西	田	政	充
同	上	野	尚	子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

1. 枚方市総合福祉センター

(1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 株式会社 ビケンテクノ（指定管理者）

[対象事務] 令和3年度、令和4年度における枚方市総合福祉センターの指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課

[対象事務] 令和3年度、令和4年度における枚方市総合福祉センターの株式会社 ビケンテクノによる指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

令和4年(2022年)11月1日～令和5年(2023年)3月2日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】<健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課>

○指定管理者による指定管理業務の執行について

指定管理者の業務の一つに備品の適切な管理があるが、市の貸与備品一覧や指定管理者が整備している備品一覧表に記載のない、調達過程が不明なものが散見され、備品が適切に管理されているとは言えない状況であった。また、経年劣化した備品の買替えにおいて、消耗器具备品費で購入すべき物品が修繕費で購入されており、これにより令和

2年度は修繕費の限度額を超える結果となった。本来であれば修繕費で残余金が発生した場合、市へ返金しなければならないが、そういった取扱いがなされていなかった。

備付けの備品については、新旧の指定管理者間の引継事項を担当課が的確に指導・助言しなかったことが主な要因であり、修繕費については、適用範囲の拡大解釈により誤った取扱いがなされたものである。

担当課及び指定管理者においては、今一度、基本協定書等の指定管理業務の内容を十分理解し、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえた上で、施設の適切な管理運営に努めるよう要望する。

○指定管理業務のモニタリングと評価について

指定管理業務に係る経理については他の業務に係る経理と区分して行うこととなっているが、区分されていないにもかかわらず、指定管理業務のモニタリングにおいて適正に実施されているとの評価がなされていた。また、老人作業所の管理運営については再委託を認めておらず、市は指定管理者が直接実施していることを確認していたにもかかわらず、指定管理者運営評価表において、再委託しているとの誤記載のまま評価していた。

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理制度を健全に維持していく上で、制度の根幹となる最も重要な仕組みであることから、担当課においては、厳正にモニタリングを実施し、その結果に基づき、必要に応じて改善指示等を行うよう要望する。また、指定管理者のノウハウを最大限発揮できるよう、指定管理者との連携を十分に図り、利用者サービスの向上に努めるよう要望する。